清涼飲料用自動販売機設置者募集についての質問及び回答

No.	質　問　事　項	回　答
1	提案書の押印には代表者印が必要でしょうか。	「様式第２号賃貸借料提案書」については、委任を受けている者の記名押印でも可とします。
2	「様式第２号 賃貸借料提案書」を入れる封筒の割印には代表者印が必要でしょうか。	代理人使用印による割印も可とします。
3	誓約書は１枚に複数の物件番号を記入してもいいでしょうか。	１枚に複数の物件番号を記入してください。
4	「様式第２号 賃貸借料提案書」を入れる封筒の表書きは代理人の名前でもいいでしょうか。	代表者名を記載してください。
5	提案書等を代表者名で作成（記名・押印）する場合でも委任状は必要でしょうか。	書類提出等の手続を行う方への委任状を提出してください。
6	物件番号 21 施設名称及び貸付箇所道の駅めぬま屋外自動販売機コーナー 撤去時は現状に回復し、市の確認を受ける事とありますが、現在設置されている自動販売機で使用されている電源設備（配線・コンセント等）は、市の既存設備として次期設置業者が引き続き使用可能なものであるのか、それとも既存業者の設置物として撤去対象となるのか、ご教示ください。 ※物件２１に限らず、他屋外設置の上記が該当する箇所全てに当てはめてご教示いただけますと幸いです。	道の駅めぬまについて、自動販売機の配線をセットするコンセントは熊谷市の既存施設として、次期業者が引き続き使用可能です。コンセント以降の配線及び子メーター、自動販売機はあたらしく設置者負担により設置することとなります。 また、他の施設に関しても仕様書に電気工事が必要と記載されていない物件は、原則、同様の取扱いとなります。 なお、既存業者の設置物であっても、新旧設置業者間の合意により関係設備の維持管理及び撤去等の責任の所在が明確な場合には原状回復は不要とします（賃貸借契約書(建物･土地)第 18 条のただし書きによる)。 この場合は施設管理者に当事者間での合意文書を提出していただきます。